塩竈市防災会議

資　料

資料 1

地域防災計画検討組織図

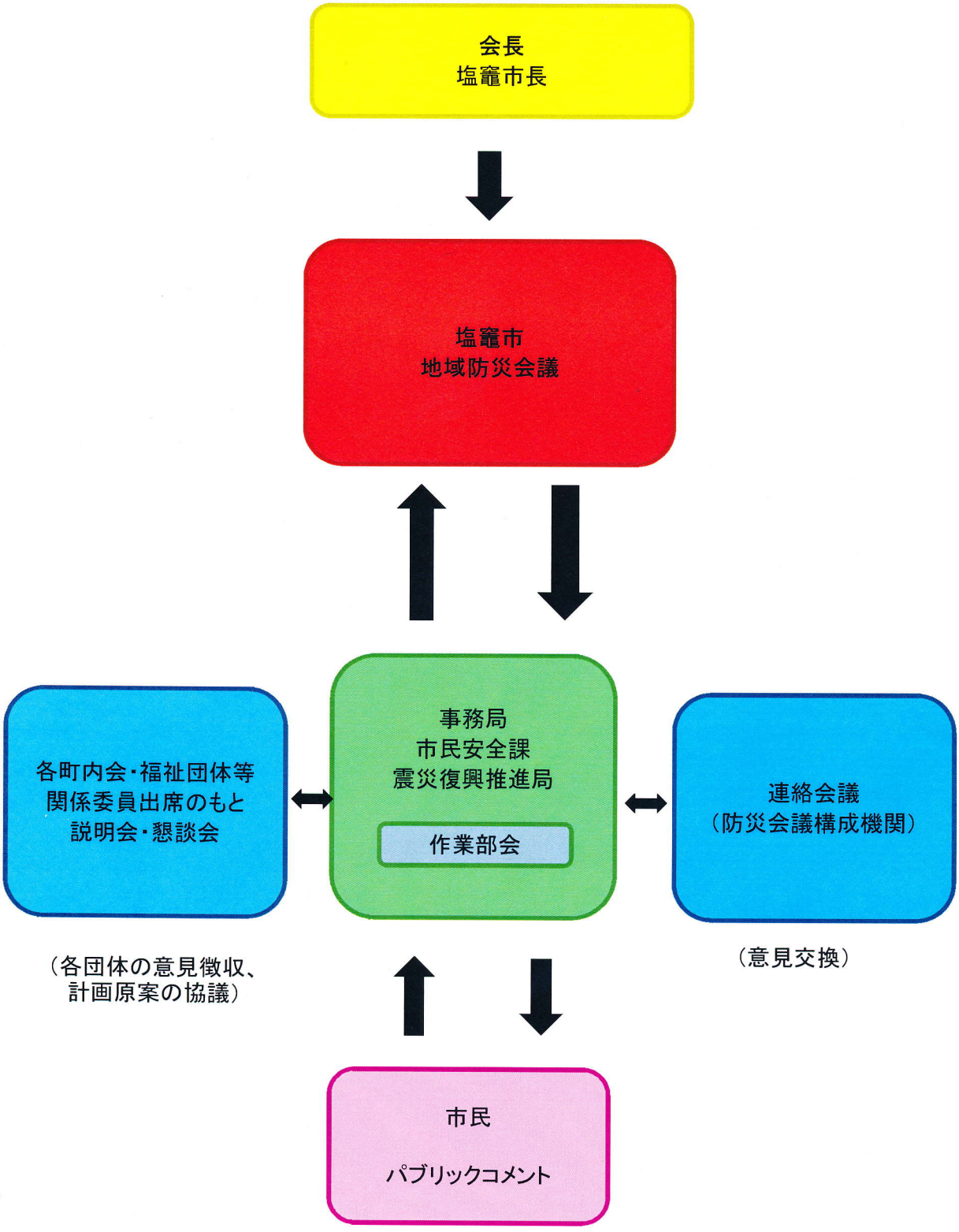

資料2

本市における東日本大震災の課題等

番号	課題等	
1	想定被害	①宮城県沖地震（連動型）を第3次地震被害想定としていたが、想定以上の地震が発生した。
2	連絡、通信手段の確保	①固定電話、携帯電話が不通になり、指定避難所や防災関係機関等の連絡に支障が生じた。 ②浦戸地区との連絡手段が確保できなかった。 ③防災行政無線が聞き取りにくい地区があった。 ④沿岸部の同報系防災行政無線が津波により被災した。
3	自助、共助、公助の連携の推進	①大規模災害時において、市や消防などの公的機関の災害応急対策には、限度があることから、自助、共助との連携が必要。 ②自助、共助、公助のそれぞれの平常時、災害発生時等で行うべき責任ある取組の確認
4	津波対策	①宮城県沖地震を想定していたが、今時津波を踏まえた避難区域等の見直し。 ②同報系防災無線から避難指示を行ったが、津波襲来など被災現況を放送することができなかった。 ③一旦避難したものの、再度帰宅した市民が津波で被災し亡くなっている。 ④津波一時避難ビルへの避難者が、長時間に渡り冠水により孤立した。 ⑤津波から生命を守る可能性の高い手段を、地域内に少しでも多く確保することが必要であることから、新たな津波一時避難ビルの確保 ⑥平成24年度中に県が公表する津波浸水想定に基づき、被害想定の見直しが必要。
5	避難路の確保	①避難路については、平成２４年３月に県が制定した「津波避難のための施設整備指針」に基づき整備を行う。
6	避難所の運営	①１４か所を指定避難所とし、４，２００人を収容可能としていたが、最大で、集会所などの避難所を含め４２か所で約８，７００人の避難があったことから、指定避難場所の拡充が必要。 ②避難所は住民主体となった運営に移行するこになっていたが、円滑にできない避難所があった。 ③女性のプライバシー確保や災害弱者のベットの使用等、避難場所内で配慮が必要。 ④ペット帯同避難者は、ペット同室の希望が多かった。 ⑤避難所運営については、教職員の連携を更に強めていく必要。
7	自主防災組織の育成、強化	①自主防災組織により、自主的に炊き出しや、避難所の運営などが行われたことから、より一層の組織強化を進める必要がある。
8	防災拠点等の整備	①指定避難所で使い捨ての非常用トイレを備蓄していたが、後始末や衛生的な問題から、プールの水などを運搬し水洗トイレの使用の要望が多かった。また、非常用発電機の台数が不足した。 ②多数の市民が集会所へ避難したことで、発電機等の防災資機材が不足し、防災資機材の整備要望が多くあった。 ③浸水被災区域の市民を他地区の非浸水区域の集会所で受け入れた事例が多数散見された。市全域に防災拠点の配置を的確におこない、被災地区を市域全体でカバーすることが重要。
9	相互応援協定	①県内広域にわたり災害が発生したため、協定通り燃料の確保などが円滑に行われなかった。
10	食料、生活用品の供給対策	①第３次想定の避難者数3200名を基本に備蓄していたが、大幅に上回る避難者が発生し、非常食糧や毛布が不足した。 ②停電により非常用発電機が必要になったが、台数、燃料も不足した。 ③非常食糧を中心に備蓄していたが、高齢者や子供、女性、乳児の生活用品の要望が多かった。 ④在宅避難者への支援の方法。
11	災害時要援護者の対策	①自主防や町内会から要援護者の避難活動を行うため情報提供の要望があったが、個人情報保護のため対象者の情報がスムーズに提供できなかった。 ②民生員だけでは、要援護者の安否確認や避難誘導が難しいので人的支援が課題。 ③土地感に不案内な観光客への避難誘導は、避難広報や避難看板を中心に行っていたが、円滑な避難を行う上で、更なる対策が必要。

番号	課題等	
12	災害時の広報体制	①災害初動時にサーバーのダウンにより、ホームージの公開が停止したことで、最新情報を伝達できなかった。
13	避難方法の徹底	①自動車での避難が多数あり、渋滞や避難所付近の道路、避難所の校庭が混雑した。
14	燃料の不足	①広域にわたった災害が発生しガソリン等燃料の供給が長期間にわたり停止したことで、災害対応や市民生活に支障。 ②燃料の災害時協定が履行不能になり、有効な協定が必要。
15	市及び災対各班の対応	①想定を超えた災害のため災対各部の災害対応マニュアルの見直し。 ②災害時においても継続する必要がある重要業務の計画の策定。
16	消防団活動	①消防団員が活動中に津波で被災する事例が多数報告されたことから、被災地の活動中でも安全に活動を行うマニュアルの整備が必要。 ②津波対策に対応しての救助具等が配備されていなかった。
17	震災教訓の継承	①震災で甚大な被害を被ったが、貴重な経験や教訓を記録をとどめ今後、震災を体験していない次世代の子供たちや、各方面に広く伝えていく取り組みが必要。
18	防災教育の充実	①防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、危険回避能力を高めるより充実した防災教育に力を入れる必要がある。 ②児童生徒の災害への自主的取り組み（ボランティア等）の推奨。
19	震災予防対策	①一部の庁舎が津波で被災し、業務が継続不能になった。
20	浦戸地区対策	①津波で長期間孤立するなど、離島としての地域性を踏まえた、防災対策が必要。
21	放射能事故対策	①原子力委員会の設置により法定化される「原子力災害対策指針」により、地域防災計画の策定が必要となる。 ②東京電力福島第一原子力発電所事故では、放射線に対する不安、水産業や観光業などに対する風評被害など放射能問題で市民生活に多大な影響が生じいることからきめ細やかな対応が必要。

東日本大震災　津波浸水区域、浸水深図

浸水区域における被災建物と津波痕跡水深（m）

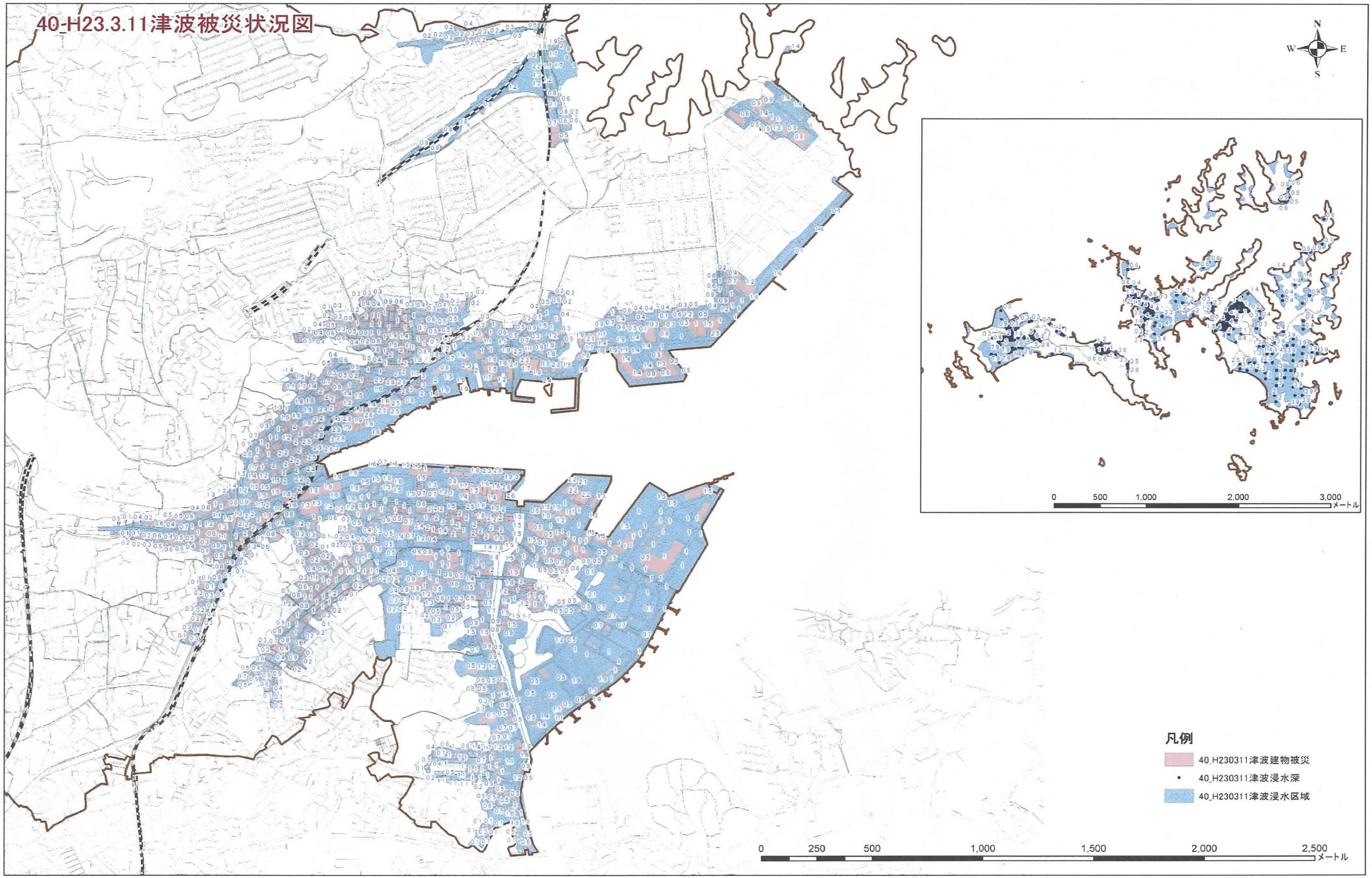

資料３

防災計画における国県の主な改定内容・方針

１　国の見直し修正ポイント・重点取組方針

防災基本計画修正のポイント（案）

＜中央防災会議第 29 回(2011 年 12 月 27 日）配布資料＞

1 修正の方針

① 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9/28 公表）を踏まえ、提言内容の具体化を行う。

② 今後も、大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行う。

2 主な内容

①「津波災害対策編」の新設

②東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

ア あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施

イ 二つのレベルの想定とそれぞれの対策

・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策

・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

ウ 津波に強いまちづくり

・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備等（津波到達時間が短い地域ではおおむね５分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す）

エ 国民への防災知識の普及

・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及

・防災教育の実施，津波に関する教育プログラムの開発

・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等

オ 地震・津波に関する研究及び観測体制の充実

カ 津波警報等の伝達及び避難体制確保

・受け手の立場に立った津波警報等の発表

・携帯電話等多様な手段による確実な伝達

・具体的かつ実践的な避難計画の策定，避難支援の行動ルール化 等

キ 地震の揺れによる被害の軽減策

・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策，天井等の落下物対策 等

③ 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

（例）

・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮

・洪水等の警報，避難勧告等に係る伝達文の工夫

・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供

・実践的な避難計画の策定等，噴火時等の火山災害対策 等

2　宮城県防災計画書見直し方針の概要

＜見直し経緯＞

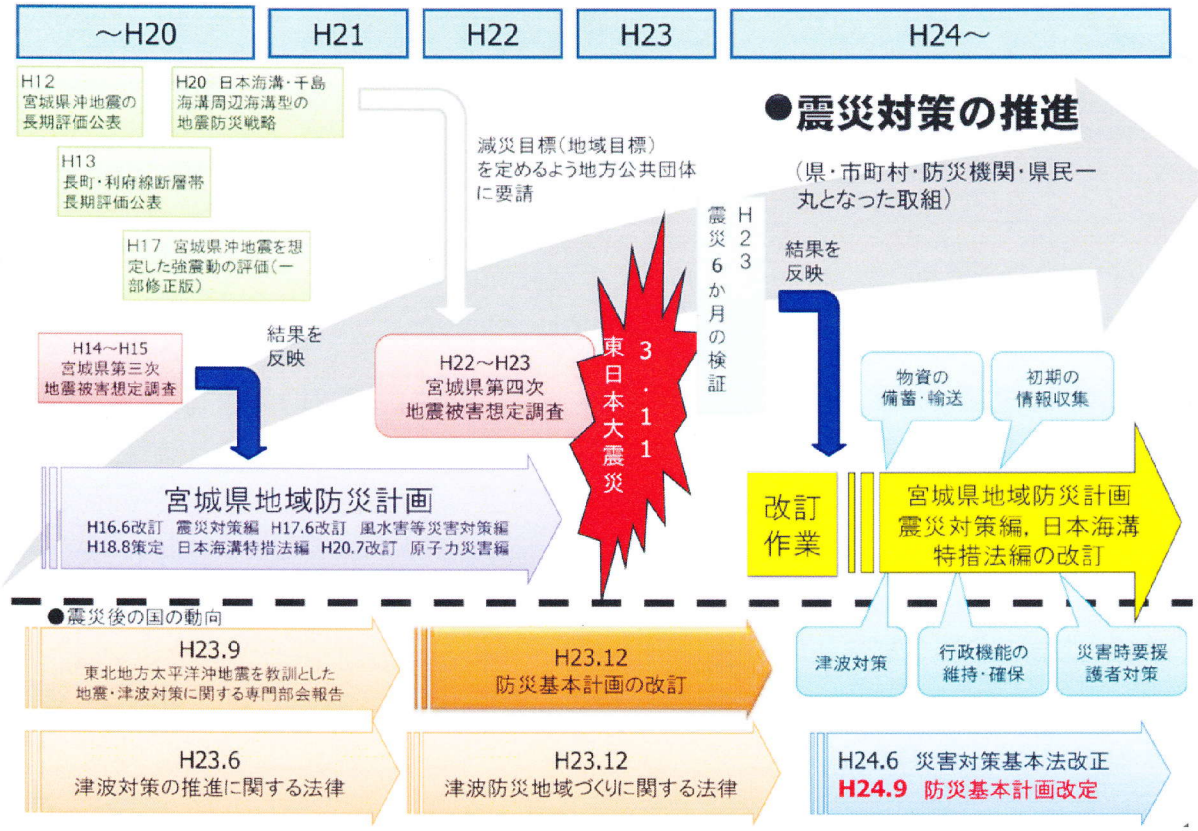

＜主な見直し事項＞

1 計画の対象・想定について
- ○３つの津波、３つの地震を想定
- ○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

2　津波災害対策の強化
- ○防災体制の整備
  - ・大規模な災害発生時における県から市町村への職員派遣
  - ・業務継続計画（ＢＣＰ）策定等による業務継続性の確保
- ○津波に強いまちづくり
  - ・津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置
- ○情報収集・伝達体制の整備
  - ・非常用電源設備の整備や非常用の燃料確保
  - ・津波警報・注意報等の伝達手段の多様化
- ○避難収容対策
  - ・女性の視点・ニーズ等を反映した避難所運営体制や物資の備蓄
  - ・空調，洋式トイレ，更衣室，授乳室など，避難の長期化への配慮
- ○災害時要援護者対策
  - ・病院や社会福祉施設等の要援護者の所在把握・避難体制の整備
- ○二次災害の防止
  - ・余震・誘発地震による建築物等の倒壊，新たな津波の発生への備え

3 地震の揺れによる被害の軽減対策

○高層建築物における安全対策

・地震時管制運転装置の設置等のエレベーターによる閉じ込め防止対策

・居住者への家具の転倒防止，ガラスの飛散防止などの防災対策の啓発

4 地域防災力の強化

○防災知識の普及

・避難行動や津波の特性に関する知識の普及

・幼児，児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育

○防災訓練の充実

・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた実践的な訓練の実施

・学校等が避難場所や避難所となることを想定した避難所運営訓練の実施

○自主防災組織の育成

・災害時要援護者の避難誘導や安否確認に備えた情報把握や関係者との共有

5 その他の防災対策

○防災拠点等の整備

・庁舎等の防災拠点が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策の検討

○相互応援体制の整備

・大規模災害時の応援要請を待たない必要な支援の実施

・効率的な応援活動のための受入窓口，指揮系統の明確化，マニュアルの整備

・大規模災害時の要請を待たないプッシュ型の物資供給

○医療救護体制の整備

・災害拠点病院における災害時の通信手段の確保

○教育活動

・帰宅路の安全が確認できない場合の校内保護

資料４

○塩竈市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条例第 2 号
(目的)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、塩竈市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(平 12 条例 13・一部改正)
(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　塩竈市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて塩竈市(以下「市」という。)の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平 24 条例 31・一部改正)
(会長及び委員)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、市長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(2)　市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
(3)　宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
(4)　宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
(5)　市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(6)　市の教育長
(7)　塩釜地区消防事務組合消防長及び消防団長
(8)　市長がその部内の職員のうちから任命する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
(10)　前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
6　委員の定数は、40 人以内とする。
7　第 5 項第 5 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
(昭 45 条例 12・平 24 条例 31・一部改正)
(専門委員)
第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)
第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和 45 年 4 月条例第 12 号)
この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 12 年 3 月条例第 13 号)抄
(施行規則)
1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 24 年 9 月条例第 31 号)
この条例は、公布の日から施行する。

○塩竈市防災会議規則

昭和38年8月31日
規則第11号
(趣旨)
第1条　この規則は、塩竈市防災会議条例(昭和38年条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、塩竈市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(昭57規則23・一部改正)
(会議の招集)
第2条　防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
2　委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。
(会議成立及び運営)
第3条　会議は、出席委員の数にかかわらず開くことができる。
2　会議の議長は、会長をもって充てる。
3　議事は、議長の定める日程に従ってこれを行う。
4　委員は、議事日程につき意見を出すことができる。
(会議録)
第4条　防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。
(1)　開催の日時及び場所
(2)　出席委員及び欠席委員の氏名
(3)　説明等のため出席した者の氏名
(4)　諸報告の大要
(5)　議事の大要
(6)　その他会議において必要と認める事項
(会議録署名委員)
第5条　会議録に署名すべき委員は2人とし、議長がこれを指名する。
2　前項の委員で会議中に退席した者があるときは、更に後任者を指名しなければならない。
(庶務)
第6条　防災会議の庶務は、塩竈市市民総務部市民安全課において掌るものとする。
(平8規則11・平14規則25・平23規則61・一部改正)
(委任)
第7条　この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(昭57規則23・一部改正)
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
(昭57規則23・一部改正)
附　則(昭和57年3月規則第23号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成8年3月規則第11号)
この規則は、平成8年4月1日から施行する。
附　則(平成14年4月規則第25号)抄
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成23年6月規則第61号)
この規則は、公布の日から施行する。